

自己点検シート（居宅介護支援）

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
I 人員基準					
従業者の員数	常勤の介護支援専門員を１人以上配置していますか。	基準条例 第5条 第1項 第2号	☐	☐	
	常勤 （ 人 ）： 非常勤 （ 人 ） 介護支援専門員の員数は基準数（利用者の数が35又はその端数を増すごとに１名）を満たしていますか。	第5条 第3項	☐	☐	
管理者	常勤の介護支援専門員である管理者を配置していますか。	第6条 第1項 第2項	☐	☐	
	管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。 → 下記の事項について記載してください。 ・ 兼務の有無 （ 有 ・ 無 ） ・ 当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 () ・ 同一敷地等の他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名： () 職種名： () 勤務時間： ()	第6条 第3項 第1号 第2号	☐	☐	

(注) 事業所にある既存の「利用者実績(前月1月分)」及び「勤務表(前月1月分)」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間③常勤・非常勤の別

II 運営基準

内容及び 手続きの 説明・同意	利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項について記した文書（※）を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※ 運営規程の概要、勤務体制、提供方法、苦情処理の体制等	第7条 第1項	☐	☐	
提供拒否 の 禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	第8条	☐	☐	
サービス 提供困難 時の対応	自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合、適当な他事業者の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	第9条	☐	☐	
受給資格 等の確認	指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の被保険者証の確認を行っていますか。	第10条	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	第11条第2項	☐	☐	
	利用申込者が要介護認定を申請していない場合、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	第11条第2項	☐	☐	
	要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行っていますか。	第11条第3項	☐	☐	
身分を証する書類の携行	介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時又は利用者等の求めに応じて提示するよう指導していますか。	第12条	☐	☐	
利用料等の受領	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に差額を設けていませんか。	第13条第1項	☐	☐	
	利用料のほか、運営規程に定められた交通費（利用者の居宅が通常の実施地域以外の地域の場合）以外の支払いを利用者から受けていませんか。	第13条第2項	☐	☐	
	通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の支払いを利用者から受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明し、同意を得ていますか。	第13条第3項	☐	☐	
	サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。	介護保険法第46条第7項 第41条第8項（準用）	☐	☐	
	上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	介護保険法施行規則第78条	☐	☐	
保険給付の請求のための証明書の交付	指定居宅介護支援について利用料の支払いを受けた場合は、指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。	第14条	☐	☐	
指定居宅介護支援の基本取扱方針	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行っていますか。	第15条第1項	☐	☐	
	自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、改善を図っていますか。	第15条第7項	☐	☐	
指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	第15条第2項第2号	☐	☐	
	居宅サービス計画の作成及び変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。	第16条第1項第1号	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していませんか。	平成11年老企22号第2-3-(7)③	☐	☐	
	居宅サービス計画の作成及び変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めていますか。	第16条第1項第2号	☐	☐	
	居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者や家族に対して提供していますか。	第16条第2項第1号	☐	☐	
	居宅サービス計画の作成及び変更にあたっては、適切な方法により利用者が抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握していますか。	第16条第1項第3号	☐	☐	
	解決すべき課題の把握（アセスメント）にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者や家族に面接して行っていますか。	第16条第1項第4号	☐	☐	
	当該アセスメントの結果について記録するとともに、当該記録を整備した日から5年間保存していますか。	第32条第2項第2号ロ	☐	☐	
	アセスメントの結果に基づき、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。	第16条第1項第5号	☐	☐	
	サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。	第16条第2項第5号	☐	☐	
	次に掲げる場合においては、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催していますか。また、やむを得ない理由で開催できない場合には、担当者に対して照会等を行い、意見を求めていますか。 ①居宅サービス計画を新規に作成した場合 ②要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ③要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 ④居宅サービス計画の変更を行う場合	第16条第2項第2号第5号	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	当該サービス担当会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録を整備した日から5年間保存していますか。	第32条第2項第2号ニ	☐	☐	
	居宅サービス計画の原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるか区分した上で、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ていますか。	第16条第1項第6号	☐	☐	
	居宅サービス計画を作成及び変更した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。	第16条第1項第7号	☐	☐	
	居宅サービス計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。	第16条第2項第4号	☐	☐	
	実施状況の把握（モニタリング）は、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われていますか。 ① 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していますか。 ② 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していますか。	第16条第1項第8号	☐	☐	
	介護支援専門員は、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、主治医に意見を求める等し、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。	第15条第3項第1号	☐	☐	
	介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。	第16条第2項第6号	☐	☐	
	利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めていますか。	第15条第4項	☐	☐	
	居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行なっていますか。また、医療サービス以外のサービスを位置づける場合、医学的観点からの留意事項が示されているときは尊重してこれを行っていますか。	第16条第2項第7号	☐	☐	
	居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合、利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。（利用者の心身の状況、本人、家族等の意向に照らし、上記の日数を超えた利用が必要と認められる場合を除く。）	第16条第1項第9号	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続した貸与の必要性について検証していますか。	第16条第1項第10号	☐	☐	
	検証した上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合、その理由を居宅サービス計画に記載していますか。	第16条第1項第10号	☐	☐	
	居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。	第16条第1項第11号	☐	☐	
	被保険者証に、認定審査会意見又は市町村による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。	第16条第1項第12号	☐	☐	
	要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。	第15条第3項第2号	☐	☐	
	居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、各居宅サービス事業者が作成した個別サービス計画の提出を求めていますか。	第16条第2項第3号	☐	☐	
	地域ケア会議で、会議から資料又は情報の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めていますか。	第15条第6項	☐	☐	
	指定介護予防支援の業務の委託を受ける場合、その業務量等を勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮していますか。	第15条第5項	☐	☐	
居宅サービス計画等の書類の交付	利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	第18条	☐	☐	
利用者に関する市町村への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ・ サービス利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ・ 偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	第19条	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
管理者の責務	事業所の管理者は、従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	第20条第1項	☐	☐	
運営規定	以下の事項を運営規程に定めていますか。 ☐ 事業の目的及び運営の方針 ☐ 従業者の職種、員数及び職務内容 ☐ 営業日及び営業時間 ☐ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ☐ 通常の事業の実施地域 ☐ 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項 ☐ その他運営に関する重要事項	第21条	☐	☐	
勤務体制の確保	月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしていますか。	第22条第1項 平成11年老企22号第2-3-(12)①	☐	☐	
	当該指定居宅介護支援事業所の従業者である介護支援専門員に指定居宅介護支援を担当させていますか。（補助業務を除く）	第22条第2項	☐	☐	
	介護支援専門員の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。	第22条第3項	☐	☐	
設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画（相談、サービス担当者会議等に対応できるスペース）を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えていますか。	第23条	☐	☐	
従業者の健康管理	介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	第24条	☐	☐	
掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要や、勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	第25条第1項	☐	☐	
	上記の重要事項について、ホームページに掲載するなどして周知に努めていますか。	第25条第2項	☐	☐	
秘密保持等	正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	第26条第1項	☐	☐	
	当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	第26条第2項	☐	☐	
	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）	第26条第3項	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	第27条	☐	☐	
居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。	第28条第1項	☐	☐	
居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	事業者及び管理者は、介護支援専門員に、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示を行っていませんか。	平成11年老企22号第2-3-(16)①	☐	☐	
	介護支援専門員は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。	第28条第2項	☐	☐	
	介護支援専門員は、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けていませんか。	平成11年老企22号第2-3-(16)①	☐	☐	
	事業者及び従事者は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者によるサービスを利用させることの対償として当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	第28条第3項	☐	☐	
苦情処理	苦情に対し、迅速かつ適切に対応していますか。 また、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示していますか。 苦情件数： 月 件程度 苦情相談窓口の設置： 有 ・ 無 相談窓口担当者：	平成11年老企22号第2-3-(17)④	☐	☐	
	苦情の内容等を記録・保存していますか。	第29条第2項	☐	☐	
	苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。	平成11年老企22号第2-3-(17)②	☐	☐	
	自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じていますか。	第29条第3項	☐	☐	
	自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。	第29条第5項	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び 改善方法（別紙可）
			適	不適	
苦情処理	利用者からの苦情に関して国保連が行なう調査に協力するとともに、国保連から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	第29条 第6項	☐	☐	
	市町村又は国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村又は国保連に報告していますか。	第29条 第4項 第7項	☐	☐	
事故発生時の対応	事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。 →事故事例の有無： 有 ・ 無	第30条 第1項 第2項	☐	☐	
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。 →損害賠償保険への加入： 有 ・ 無	第30条 第3項	☐	☐	
	事故が生じた際には、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	平成11年 老企22号 第2-3-(18)③	☐	☐	
会計の区分	他の事業と会計を区分していますか。	第31条	☐	☐	
記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	第32条 第1項	☐	☐	
	指定居宅介護支援の提供に関する以下の記録を整備し、整備した日から5年間保存していますか。 ・ 指定居宅サービス事業者等との連絡調整記録 ・ 居宅サービス計画 ・ アセスメント結果 ・ サービス担当者会議等の記録 ・ モニタリング結果 ・ 基準条例第19条に規定する市町村への通知 ・ 苦情の内容等の記録 ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置等の記録	第32条 第2項	☐	☐	
虐待防止	（高齢者虐待の防止） 利用者の人格を尊重し、利用者のため忠実にその職務を遂行していますか。 ※身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待等虐待行為が行われていないこと。 ※高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、利用者及びその家族からの苦情の処理体制の整備等の措置が講じられていること	法 第81条 第6項	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び 改善方法（別紙可）
			適	不適	
Ⅲ 変更の届出等					
	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ていますか。また、当該事業を廃止し、又は休止するときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ていますか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④ 事業所の平面図 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ サービス費の請求に関する事項 ⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所 ⑨ 介護支援専門員の氏名及び登録番号	法 第82条 施行規則 第133条 第1項	☐	☐	